

平成 18 年度包括外部監査の結果報告書の概要

(注)以下は極めて簡単な要約です。内容理解については「結果報告書」をご一読することをお願い致します。

外部監査の概要

1. 選定した特定の事件

平成 17 年度一般会計の補助金等について

2. 監査対象期間

平成 17 年度(平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで)とする。ただし、必要に応じて過年度についても監査対象とし、平成 18 年度予算についても参考とする。

3. 特定の事件を選定した理由

宮城県の平成 17 年度一般会計における当初予算額は、818,636 百万円であり、このうち補助金等の予算額は 161,202 百万円と一般会計の 19.7%を占め、金額的に重要な項目となっている。

また、宮城県では平成 13 年 10 月に「財政再建推進プログラム」を策定し、平成 14 年から平成 17 年までの 4 年間の財源不足額を解消するための改革の方策や内容、目標等を明らかにしている。その中でも「補助金の見直し」は主な取組み内容の 1 つとして認識されており、今後の財政再建には不可欠な項目と位置付けられる。

さらに地方自治法において補助金は「公益上必要がある場合」(同法 232 条の 2)に補助することができることとされており、支出時点の公益性の検討が必要である一方、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げることは地方自治運営の基本原則であることから(同法第 2 条第 14 項)、支出後の効果についても検証する必要があると考える。

したがって、補助金に係る事務執行の合規制および経済性、効率性、有効性について監査する必要性を認識したため当該事件を監査対象として選定した。

外部監査の結果

1. 納税貯蓄組合連合会事業費補助金

納税貯蓄組合連合会に対する補助金交付事務は県税事務所長に委任されているが、県は県税事務所が確認行為を行っているか確認していない。また、補助金交付状況報告書について税務課長の決裁を得る必要がある。

2. みやぎ新しいまち・未来づくり交付金

南三陸町への補助金 162,392 千円について、事業報告書の「補助事業に要した経費」欄に

は、交付要綱に基づく事業計画金額が付記されていない。提出書類の記載上の不備については補助対象者に対して訂正を求めるべきである。

3. 婦人防火クラブ育成指導事業

収入の中には補助対象経費から差し引くべき収入が計上されており、これを差し引くと純支出額は 693 千円となるため、補助金額は 720 千円ではなく 693 千円とすべきである。さらに、当該補助金は交付要綱において上限額が 800 千円とされているものの、補助率が 100%となっている。例えば、補助率を 50%として補助対象者に一部を自己負担させることにより補助対象経費の節減を誘導し、補助金の削減を図るべきである。

4. 宮城県高度消防防災施設等整備費補助金

県は交付申請時に原則として競争入札を実施するよう指導している。交付申請書では競争入札を行うこととなっていたが、実績報告書では随意契約と記載されていたケースがあった。実態を確認した結果、指名競争入札が行われていたので実績報告書の記載誤りであったが、このような状況が放置されていたということは、県の実績報告書の審査が不適切であったと言わざるを得ない。審査項目をチェックリストにより明確にし適切な審査を行うべきである。

5. 市町村振興総合支援事業(市町村振興総合補助金)

「住民参加による個性重視の地域づくり活動を前提とし、かつ、地域資源を活用した地域活性化に資する事業に要する経費」を補助対象にしているが、補助下限額を下回っている事業の他に、単なる防災対策事業、省エネ活動の消費電力調査事業、災害時のトイレ対策フォーラム開催事業、全国リサイクル商店街サミット開催事業、日本語講座等開催事業については、本来の制度趣旨から逸脱した事業であった。

6. 宮城県交通安全母の会連合会事業費補助金

補助対象事業は 飲酒運転の防止と チャイルドシート着用の徹底を呼びかけるラジオCM放送料金 1,038 千円であるが、これによる効果がどの程度あるか疑問である。同連合会の会員へアンケート調査を行うよう要請する等、補助対象事業の実施効果を把握するように努めるべきである。また、同連合会の事務局は県が無償で代行しているが、廃止すべきである。

7. みやぎエコファクトリー立地促進特別奨励金事業

操業開始前に補助金の一部交付を申請することができるが、平成 18 年 3 月 17 日に一部交付申請のあった 41,000 千円について事業計画書では操業開始予定日が 3 月 15 日になっていた。県では 3 月 20 日に操業した旨の報告を口頭で受け、その後の現地確認の際に、同日に操業があった事実を確認したとのことである。しかし、別途、操業開始届を文書で入手すべきであり、また操業開始日が遅れた理由書も文書で入手すべきである。

8. 宮城県消費者協会運営費補助金

平成 17 年度の実質的な活動は年 4 回開催した食等に関連するシンポジウムの開催のみであり、県民への影響は極めて限定的である。かつ、県内には同協会以外にも県域を活動範囲としている消費者団体が 6 団体あり、同協会にのみ補助金を交付することは公平性の観点から不適切である。当該補助金の交付開始時期が不明であることもあり、廃止を含めて対象となる事業、団体の見直しを行うべきである。

9. 共生型小規模多機能施設整備費補助事業

補助対象物件について、施設整備費は 2,745 千円～23,100 千円、設備整備費は 375 千円～2,083 千円であり、随意契約となっている。しかし、県は競争入札や見積り合わせなどの徹底等、事務の適正化を促すことにより少しでも補助金を減額すべきである。

また、補助対象者から財務諸表を入手していなかったケース、平成 16 年度の財務諸表のみを入手していたケース、入手した財務諸表の中身に整合性がないケースが見受けられた。財務諸表の入手を徹底し、財務諸表は十分中身を吟味し補助金を交付する必要がある。

10. 生活福祉資金貸付事務費

県は宮城県社会福祉協議会を通して当該貸付事業を行っており、貸付金が回収できない場合は、県の財政負担となる。この事業は生活に困窮している県民を対象に生活資金を貸付ける制度であるため、通常よりも債権管理を厳格に行わないと貸付金が回収不能となる危険性を多々はらんでいるものである。同協議会は平成 18 年 9 月末現在において、生活福祉資金貸付金 679,466 千円および離職者支援資金貸付金 130,153 千円を計上しているが、このうち約定どおりに返済されていない滞留債権は 306,326 千円(貸付金総額に占める割合 37.8%)、うち時効が成立している債権は 26,831 千円(同 3.3%)である。今後は債権管理を正しく、厳格に行うよう県は同協議会を指導すべきである。

11. 広域圏社会福祉協議会活動支援事業

補助事業の実績報告時には決算書抄本を徴収することとなっているが、補助対象者 7 団体のうち 6 団体からは貸借対照表を徴収していなかった。貸借対照表は補助対象者の財政状況を判断するために欠かせない資料であり、徴収する必要がある。

12. 公的病院特殊診療部門運営費等補助

仙台赤十字病院は平成 16 年度において当期末処理損失 301,977 千円となっているが、修繕引当金を 607,587 千円計上している。仙台赤十字病院では一定の基準に基づいて修繕引当金を計上しているとはいえ、修繕計画に基づき計画的に積み立てられているとは言えない状況であった。このような修繕引当金は費用として計上すべきではない。交付要綱によれば、補助金額は「基準額である 13,546 千円」と「前年度末の累積欠損金と不良債務の合計額」の

少ない方の2/3と定められているため、修繕引当金を除けば累積欠損金はなくなり、不良債務もないため、平成17年度の補助金の交付9,030千円は不要である。県は修繕引当金が修繕計画に基づいて計上されたものであるかどうか審査すべきである。

13. 災害時医療情報網整備事業

県では現地調査は行わず書類調査としていることから、実績報告時には請求書等の証拠書類の提出を求めている。衛星携帯電話代3,437千円については請求書を入手しておらず、見積書等により内容を確認していたが、それだけでは架空請求や誤請求を防止することはできないため、他の支出と同様に請求書の徴求を行うべきであった。

14. 院内保育事業運営費補助事業

病院および診療所が職員のために行う保育施設の事業運営費に対して、在籍児童数および保育士等職員数に応じて補助金を交付している。県は在籍児童数および保育士等職員数について補助金申請時および実績報告時に補助対象者から報告を受けているが、報告の根拠となる資料は入手していない。2年に1度の实地調査時には関連資料の閲覧を行っているが、現状では適時適切に行われているとは言えない。実績報告時に、在籍児童数については少なくとも月々の在籍児童数が確認できる資料を入手することが必要であり、また、職員数については少なくとも源泉徴収票を入手する必要がある。

15. 老人クラブ活動育成事業

(財)宮城県老人クラブ連合会における一般会計と特別会計の基本財産を除く正味財産合計は92,393千円と補助金額8,310千円を大幅に超える財務状況であることから、補助金は減額するか当面見合わせるべきである。

さらに、正味財産のほとんどを定期預金等で保有しているにもかかわらず、県から概算払を受けている。県は同連合会の財政状況を勘案して概算払をするか否かを決定すべきである。

また、同連合会は下部団体であるモデル市町村単位の老人クラブ連合会5団体に1団体当たり100千円を交付している。県は当該5団体から事業実績報告書と収支報告書を入手し、その事業内容について審査すべきである。

16. 軽費老人ホーム事務費補助事業

交付要綱では、入所者から徴収すべき事務費の一部を減免した場合に補助金を交付すると規定しているが、「入所者から徴収すべき事務費」および「一部を減免」の定義が不明確である。交付要綱の規定を現実的なものに修正すべきである。

また、修繕積立金、備品購入積立金の繰入を補助対象経費としているが積立金は支出を伴わない経費であり、補助対象経費とすることは不適切である。

さらに、実績報告時に歳入歳出決算抄本を県へ提出することとなっているが、提出されてい

た件数は 24 施設のうち 1 施設のみであった。交付要綱に基づく適切な処理が必要である。

17. 苦情処理体制整備運営事業費補助

5月に補助申請金額14,390千円を概算払いしている。しかし、補助金の大部分は人件費に係るものであり、毎月の所要資金額は概算払いの約12分の1の金額と考えることができ、多額の一括概算払いを行う必要性は乏しいものと考えられる。今後は、適正と考えられる回数で分割交付すべきである。

また、同連合会の苦情処理は2名体制で行われており、補助対象は当該2人分の人件費全額となっている。しかし、苦情受付件数は1日当たり約1.5件であり、当該2名が勤務時間すべてを当該業務に費やしているのかという点について疑問が生じる。補助に当たっては勤務実態を調査し、苦情処理業務従事時間に応じた補助金の算定をすべきである。

18. 乳幼児医療等福祉医療事業

宮城県医師会および宮城県歯科医師会が行う乳幼児医療等福祉医療に関する研修、広報等の事業経費について補助金を交付しているが、次のような問題があった。

(1) 補助の必要性

当該事業に係る収支報告書のみ徴収しているが、十分な財源を独自に保有するのであれば補助の必要性は乏しく、法人としての決算書を入手して確認すべきである。

宮城県歯科医師会の当該事業の収入35,617千円に対し、支出31,217千円となっており、補助金相当額4,400千円の収入超過となっているので、補助金は不要である。

当該事業は医師らが自らの職業として営む事業であるとの側面も有しており、研修や広報活動は一義的には業界団体自らが行うべきものとする。

(2) 補助の内容・方法

補助の目的として乳幼児医療等と「等」をつけていることから、補助対象が不明確となっている。事業報告の研修内容にも乳幼児とは無縁と思われる内容が含まれている。補助目的に沿うよう補助対象を明確にすべきである。

県は各研修活動の参加者数を把握していない。一定数の参加があり、補助金が有効に活用されていることを確認する必要がある。

定額補助とし、毎年同額の補助をしているが、各年の事業内容を勘案・吟味した上で必要補助金額を算定すべきである。

19. 宮城県社会福祉協議会保育研究事業(保育士養成事業 現任保育士研修)

Aブロックの研究テーマは「地域に開かれた保育所」であるが、当該補助金は岩手県の歌舞の公演料に当てられている。また、Bブロックの研究テーマは「楽しくおいしく食べる 女川に水揚げされる魚介類をとおして」であり、当該補助金は近くの女川港で水揚げされた魚介類の購入に当てられている。両ブロックの活動内容は保育研究という補助目的と大きく乖離してお

り、補助対象とすべきではなかった。

20. 産休病休代替者雇用費

(1) 補助金交付申請書の提出期限について、病休の場合は後任者を任用しようとする日の10日前とされているが、任用職員が平成18年2月20日から勤務したにもかかわらず、3月17日に補助金交付申請を行っているケースがあった。交付申請が遅れたものを受領することは交付要綱違反であり、補助金を交付すべきではない。

(2) パートの保育士として以前から同保育所で働いていた者を病欠となった者の任用職員として新たに採用し、補助金を交付しているケースがあった。パートの保育士が産休等の職員の代わりに代替職員として任用されたとしても、実態が変わらないのであるから、補助の対象とする必要はないと考える。

(3) 任用職員の補助単価は1日5,940円で計算されている。この算出単価は交付要綱において、「別に定める」としているが別段の規定はなく、別途交付される国庫補助金単価を採用している。しかし、平成17年度において国庫補助金制度が廃止された以上、何らかの形で県の補助単価を定める必要がある。

21. 知的障害者援護施設特別処遇加算

交付要綱第3条により、「補助事業の総事業費から寄付金その他収入額を控除した額」と「特別要介護者の在籍数のランク別に指導員等の加配数に応じた補助基準額」とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて補助金額が算定されるが、次のような問題があった。

(1) 県は書類審査のみを行っているが、「特別要介護者の在籍数」や「指導員等の加配数」については、少なくとも年に一度は立入検査が必要である。

(2) 補助金算出の対象となる特別要介護者の在籍数、指導員等の定数、同加配数の基準日が交付要綱に規定されていないが、明記すべきである。

(3) 県へ提出された「特別要介護者等認定資料」について、13施設のうち7施設は調査日が未記入であった。県は調査日を記入するよう指導すべきである。

(4) 交付要綱第3条における「総事業費」や「その他収入」の範囲が曖昧である。交付要綱の別表において、補助対象経費は施設の経営に必要な人件費とされているが、交付要綱第3条と整合性を取るべきである。財務諸表に記載されている寄付金収入が総事業費から控除されていないケースがあった。総事業費からの控除の可否に当たって、県は寄付金が特別処遇加算事業に関するものかどうかを審査すべきである。

(5) 給与の高い職員を加配職員にすると有利になるため、一般職員と加配職員の区分基準を交付要綱に明記すべきである。

(6) 補助基準額は要介護者認定数3名×338千円+6,947千円=7,961千円であるが、県が算出した補助基準額は8,299千円である。この差額338千円に補助率50%を乗じた169千円について、補助金が過大交付されているため、県は返還請求すべきである。

22. 企業立地促進奨励金(通常分)

交付申請は、工場を操業した翌年度に行うこととなっているが、平成 17 年 11 月に操業を開始している A 社に対して平成 17 年度に補助金 5,000 千円が交付されていた。交付要綱に準拠して、平成 18 年度に交付すべきであった。

23. 企業立地促進推進奨励金(戦略分)

交付申請は工場を操業した翌年度に行うこととなっているが、工場等の操業前に投下固定資産奨励金の一部交付を申請することができるとされている。しかし、一部交付申請をした 20 件のうち 15 件が操業後に申請されていた。交付要綱に従い、一部交付は操業前に申請されたものに限定すべきであった。

また、新規雇用奨励金は、操業を開始した日から 6 月を経過した日後 60 日以内のおよび操業後 1 年を経過した日後の知事が指定した期日までに、被雇用者の住民票抄本または謄本の写しを添えて交付申請することとされている。後者の操業 1 年後に新たに対象者となった 7 人については住民票が提出されていないケースがあった。提出されたことを確認した後に奨励金を交付すべきであった。

24. 宮城県水産業協同組合育成対策協議会運営費補助事業

一県一漁協構築を目的とした啓発資料の印刷経費が事業費の中で大きな割合を占めている。当該補助金については以下の点について問題点があり、これらを勘案すれば廃止が相当と考えられる。

- (1) 補助金額は 200 千円と少額であり、そもそも補助の効果は低いと考えられ、また、自助努力を促すべき水準と言える。
- (2) 同種の補助金として漁協の合併促進を目的とした「漁協組織強化事業補助金」があり、趣旨の重複した補助金が並存している状況にあり、整理・統合の必要性が認められる。
- (3) 既に当該補助金の目的たる一定の合併促進が図られてきたところであり、役割は終わったものと考えられる。

25. 漁業共済加入推進強化事業

当該補助金については以下の点について問題点があり、廃止が相当と考えられる。

- (1) 補助対象であるパンフレット作成費用は 441 千円、補助金額も 210 千円と少額であり、そもそも補助の効果は低いと考えられる。また、自助努力を促すべき水準と言える。
- (2) パンフレット作成の効果は新規加入者数で測るべきであるが、県は潜在的加入者である共済未加入者数について把握していない。加入者は減少しており、補助の効果は薄いと言わざるを得ない。
- (3) 共済そのものへのニーズがないということも考えられる。また、共済に加入するかしないかの選択は漁業従事者の自己責任に基づく判断に委ねるべきであり、県が加入推進を進める

必要性は乏しい。

26. 農村青少年集団活動育成推進事業

交付要綱によれば、補助金の額は「定額」と定められている。しかし、実際は「前年度の事業費の2分の1を超えない範囲でかつ予算要求時の諸情勢により確定した金額」を助成額としている。自然な解釈によれば、交付実態が交付要綱と不整合であると考えられ、補助金額の算定方法が不明確な状況で交付されてきた状況にあったと言わざるを得ない。

27. 宮城県勤労青少年ホーム連絡協議会運営費補助金

補助対象経費は職員研修会に要する経費および交流会に要する経費であるが、前者は自助努力にて行うべきものであり、後者の内容は、楽天イーグルス試合観戦、キャンプ交流会、ソフトボール大会等であり、県民の税金を使用してまで補助対象とするにはふさわしくないものである。当該補助金は制度開始以降30年が経過しており、見直しの時期に来ている。補助金総額も150千円と少額であり補助効果も少ないと考えられ、補助金は不要である。

28. 海外移住者援護事業補助(海外移住者敬老金事業)

当該補助金は70歳になった海外移住者に対して敬老金として1人当たり1万円を交付するものである。補助金額が少額であるため、補助の効果は少ないと考えられる。また、個人への敬老金の交付は公益上からも問題であり、当該補助金は廃止すべきである。

29. 地域産業活性化支援事業

全補助対象者8団体のうち4団体については実績額が交付申請額より30%以上減少しているため、変更申請を行う必要があるが、行われていなかった。交付要綱どおりに知事の承認を受ける必要がある。

30. みやぎの“磁場”産業づくりモデル事業

補助金限度額は500千円以上1,000千円以下と規定されているが、補助金が最低限度額500千円未満のケースがあった。本件は申請時の補助金が500千円となっていたため交付が決定されたが、実績が減少したために補助金が408千円になったものである。補助金実績が500千円を下回った場合には補助金を返還する旨を交付要綱に規定することが必要である。

31. 農業会議費

補助対象経費は農業委員大会に要する費用とされているが、宮城県農業会議からの交付申請書および実績報告書では、単に「農政業務費」とあるだけで具体的な支出内容が不明である。実績報告書における補助対象経費については、その内容・使途が明確になるよう記載を求めるべきである。

32. 山の幸振興総合対策事業

一般的に需要自体の拡大や生産振興を図るには、かなり大規模な事業展開が必要であるが、当該補助事業の活動事業費は 772 千円であり、その活動範囲および公知性は限定的と言わざるを得ない。このような補助効果が低く、補助金の趣旨を十分に達成できない補助金は廃止すべきである。

33. 養蚕文化継承地域育成事業

蚕の共同飼育は、3 齢まで行った方が養蚕農家にとって飼育の手間およびコスト面からも効率的であり、コスト削減に伴い農家の採算性も向上するため、3 齢までの共同飼育の普及を図ることに当該補助金の趣旨がある。それでも、2 齢までの共同飼育から 3 齢までの共同飼育に切り替えない農家については、切り替えることのメリットを感じていないものと考えられる。したがって、当該補助金は廃止すべきである。

34. 優良系統豚維持推進事業

全国農業協同組合連合会宮城県本部から入手した実績報告書には、収入 8,620 千円、支出 8,620 千円と同額が記載されているが、正しくは支出 20,286 千円とのものであった。このように明らかに疑義のある実績報告書は、県の審査時において事実関係を調査し、実績報告書の訂正を補助対象者に求めるべきである。

35. むらづくり交付金

県は田尻町大貫地内の農道整備、農業集落道整備および集落防災安全施設整備事業の事業内容を検査した結果について、農業農村整備補助事業確認調査書を作成しているが、当該調書に確認調査員、立会人の名前が記されていなかった。確認調査書はもれなく記載し、正しく整備する必要がある。

36. 漁船海難防止指導普及事業

- (1) 当該事業は漁業組合員にとって生死を賭けた問題であるため、宮城県からの補助金がなくても、宮城県漁船海難防止協議会が独自で行うはずであり、補助金額 220 千円は 55 会員からの年会費 5,000 円を 4,000 円値上げすれば賄える金額であるため、補助の必要性はない。
- (2) 補助対象事業は漁船の安全航行に関する知識の習得等であり、海難防止連絡用トランシーバー 179 千円は単なる備品の購入であり、補助対象経費から除外すべきである。
- (3) 補助対象経費について、実績が交付申請額の 20% を超える増減となった場合は知事の承認を受けることとなっている。実績報告額 635 千円は交付申請額 1,008 千円に対して 37% の減少であるが知事の承認を受けておらず、交付要綱違反である。

37. 地域水産物供給基盤整備事業

38. 漁港漁場機能高度化事業

39. 海岸保全施設整備事業

補助対象者は補助金の交付を受けた年度の毎四半期末現在の事業遂行状況報告書を作成して知事に提出しなければならないが、どの補助対象者からも提出されていない。県は交付要綱に準拠して事業遂行状況報告書の提出を求めるべきである。

また、本事業は国の補助事業の高上げ補助であるが、補助対象事業を定めた交付要綱の別表には、国が平成 13 年度をもって廃止した漁港修築事業が記載されている。元々の国の補助事業が廃止となった時点で、適時に県の交付要綱も見直すべきである。

40. 漁業集落排水整備推進交付金事業

(1) 交付申請時および実績報告時に国庫補助事業の交付決定通知および額の確定の写しを提出することになっているが、実績報告時には提出は受けていなかった。同一書類を二度提出する必要はなく、不適切な交付要綱を見直すべきである。

(2) 女川町から収支精算書が提出されておらず、誤って収支予算書の様式に実績金額が記入されていた。県は収支精算書を提出するよう指導したが、その後は失念して再提出の督促はしていないとのことである。必要書類が提出されるまで継続的にフォローすべきである。

(3) 修繕等積立金が補助対象事業費とされているが、支出を伴わない積立金を補助対象経費とすることは不合理である。

41. 宮城県道路協会補助金

(1) 「道路愛護事業の推進を図るため、宮城県道路協会が行う道路愛護事業に要する経費」が補助対象経費であるが、現在は道路整備事業の促進を図り、道路交通の発達と国土開発に寄与するものも補助対象経費に含まれており、交付要綱に示される補助の範囲を逸脱している。これは、「道路愛護事業に要する経費」という言葉の曖昧さに起因しているものと考えられるので、道路愛護事業の定義を明確にすべきである。

(2) 補助対象経費は道路愛護思想普及経費および地区道路愛護団体育成経費であるが、後者は平成 12 年度から前者に組込まれたとのことであり、また制度の趣旨に鑑みても交付要綱から削除すべきである。

(3) 同協会は総会と役員会をホテルで行い、337 千円を支出しているが、このような高額支出は会費収入 350 千円、補助金収入 485 千円等収入総額が 835 千円にすぎない同協会にとってふさわしくないものと思料する。県は冗費の節約上宮城県の施設を利用するなど事業費の削減を促すべきであり、それによって補助金を減額すべきである。

42. 道路整備促進期成同盟会宮城県連合協議会補助金

(1) 「道路整備促進事業の推進を図るため、道路整備促進期成同盟会宮城県連合協議会が

行う道路整備促進事業に要する経費」が補助対象経費であるが、41.宮城県道路協会補助金の趣旨が広く解釈されているのであるから、現時点において当該補助金の交付は同協議会と宮城県道路協会と二重になっていると言わざるを得ない。

(2)同協議会は宮城県道路協会の実質的な上部組織であり、宮城県道路協会から200千円の会費を受領している。これは、他の会員の会費は1会員当たり25千円であるのに対して非常に高額なものである。このことは、より財政上豊かな宮城県道路協会から当協議会へ予算を回しているものと言える。

(3)同協議会の事業費は181千円のみであり、それ以外の支出は道路整備促進期成同盟会全国協議会負担金970千円および振込手数料1千円である。県補助金は事業費181千円より大きい216千円であるので、県補助金の一部が全国協議会負担金を負担していると言え、県補助金35千円は過大である。

(4)上記(1)から(3)のような問題がある上、補助金額は216千円と少額であるため当該補助金は廃止すべきである。

4.3. 統合河川整備事業費補助事業

ハザードマップ調査費については国が1/3を補助することになっているが、その条件として、都道府県が市町村に対し事業費の1/3を補助する場合に限るとしている。しかしながら、事業費実績3,530千円に対して、県は端数切捨て処理したため補助金は1,160千円となり、事業費の1/3である1,176千円を若干下回った。国からは補助金が交付されたので結果的に問題は顕在化しなかったが、国の要件を満たすために、このような場合は端数の切上げ処理をすべきであった。

4.4. 鳴瀬川水源地域活性化対策事業補助金

鳴瀬川水源地域活性化対策協議会に補助金500千円が交付され、このうち同対策協議会から筒砂子ダム補償対策地権者会連絡協議会へ150千円、3地区の地権者会へ計300千円が交付されている。

(1)同連絡協議会の収支決算書には役員会費および研修会費の名称で総額のみが記載されており、その他の会合費用にいたっては何ら記載がない。また、研修会の後に場所が離れているホテルで総会を行い1泊しているなど、補助金を受給する側としては贅沢な行為と言わざるを得ない。このような状況にもかかわらず県は支出内容について何ら証拠資料を確認していない。県は支出内容を十分に確認し、その妥当性を吟味すべきである。

(2)同連絡協議会の前年度繰越金は102千円であったが、収入は県からの補助金のみであるから、県は前年度繰越金を返還させてから、改めて補助金を交付すべきであった。

(3)県は地権者会の支出についても何ら証拠資料を確認していない。これでは補助金の支出効果を把握していないと言わざるを得ない。また、地権者会は190千円～410千円の残金を積立てている。地権者会においても上記2.と同様に、補助金は毎年県へ返還されることが前提

であり、一部であれ残金を積立てることは許されるものではない。

45. みやぎの住宅産業振興支援事業

消費税込額を補助対象としていたケースがあったが、交付要綱違反である。結果的には、県の補助金決定額は若干の端数調整を行っているため、消費税抜金額に基づいて算出した額を下回っており補助金額に影響は無かったが、消費税は補助対象外する必要がある。

また、証拠資料は契約書、請求書など、内容や金額の妥当性を検証できる外部証拠とすべきである。

46. 宮城県学校保健会事業補助金

同団体の事業費は相当分が下部組織等へ交付金の形で交付されている。県は同団体の下部組織等への交付金の使途や経費の証拠書類について内容を十分に確認する必要がある。

また、同団体は小学校、中学校および高校の生徒からの拠出金による収入額が 6,342 千円あり、支出額は積立金を除くと 5,830 千円と十分賄える金額であるにもかかわらず、同団体は県より補助金を収受している。このような団体に補助金 410 千円を交付する必要性に乏しく、補助金を廃止すべきである。

47. 地域スポーツ活動推進費補助金

(1) 宮城県体育協会に補助金 7,357 千円が交付され、同協会はこの一部を市町村体育協会に交付し、上限は 1 市町村当たり 150 千円となっている。しかし、旧 3 町が合併した加美町については、3 町の体育協会も合併したことを理由に、450 千円の補助金が交付されている。また、仙台市は区毎に 150 千円の補助を受けているため合計で補助金 750 千円の交付を受けている。これらについては担当課による運用で行われているだけであるので、交付要綱に明記する必要がある。

(2) 市町村体育協会全体研修会の事業費を補助対象経費としているが、交付要綱上補助対象か否か明確になっておらず、交付要綱に明記する必要がある。

(3) 交付要綱では補助を「予算の範囲内」で行うという漠然とした規定のみとなっている。補助対象経費もほとんど制限は見られず、補助率もほとんどの事業で 100%となっている。補助対象経費を明確にし、補助率および上限額を設定すべきである。

. その他

1. 会計検査院指摘事項

(1) 中山間地域等直接支払交付金事業

平成 18 年度、他県の会計検査院の検査において、対象農用地の選定等が適切に行われ

ていないことや集落協定において取組むこととされている農業生産活動等が適切に実施されていないことを原因として、制度の運用が適切に行われていない旨の指摘がなされている。

今後はこのようなことが起こらないよう、市町村の審査および現地確認の状況の把握に努め、さらに必要な場合には、自ら現地視察を行い確認するなどの措置を講じ、市町村に対して適切な指導が十分に行えるよう対処する必要がある。

(2) 宮城県漁業就業者確保育成事業

宮城県船舶職員養成協議会を認定団体とし、漁業就業促進対策事業を実施しているが、当該補助金について会計検査院の検査の結果、次の指摘があった。

同協議会からの委託により気仙沼水産振興センター運営協議会が実施した漁船乗組員スキルアップ6講習のうち4講習は、財団法人日本船員福利雇用促進センターからの委託を受けて実施しているものであり、同協議会の負担がないため補助対象にはならない。

また、同財団との関わりのない2講習についても、講習生から徴収した受講料等の収益見合いの費用を補助対象に計上している。

この件について、県が処々の資料から問題点を発見できたかどうか検討したが、基本的には困難である。県は現在、同協議会に対し補助金の返還に向けた対応をしているとのことであるが、このような問題が発覚した以上迅速に返還に向けて対応する必要がある。さらに、このような違反行為があった場合は、ペナルティーが課される補助取消しも検討すべきである。

2. 監査委員指摘事項

(1) 認定団体促進指導費

宮城県理容生活衛生同業組合に対する職業訓練関連の補助金については、平成18年6月に登米市技能者訓練協会が約17百万円の補助金を不正に受けたことが発覚したことに基つき、県が他の訓練団体についても同様な事案の有無について調査した結果、発見されたものである。しかし、それ以前についても昭和58年度に宮城県理美容協会の職業訓練校が同様の補助金不正受給問題を起こしており、岩手県理容美容訓練協会においても、平成11年度～平成15年度において約13百万円の不正受給が明らかになっている。県はそれらの教訓があったにもかかわらず、昨年度まで県は単に書類調査で済ましていたことに対して反省をするとともに、今後はより深度ある検査体制を確立すべきである。

この問題の解決を単に補助金の返還のみで済ますことなく、何らかのペナルティも求めてしかるべきである。さらに、このような意図的な不正に対しては、県民の財産を守るためにも刑事告訴も辞さない覚悟で望むべきである。

3. その他

(1) 水防訓練事業

水防法第35条によれば、「指定管理団体は、毎年水防団、消防機関および水防協力団体

の水防訓練を行わなければならない。」とされている。水防活動自体は、住民の生命、財産を守る重要な活動であるにもかかわらず、平成 17 年度に宮城県内で実施された水防訓練は共同開催も含めて 16 市町村のみである。しかし、補助対象、補助金額に関らず、全指定水防管理団体(市町村等)で行われるべきである。

財政余力があると判断される、または多額の翌期繰越金を持つ団体等へ補助金を交付しているという趣旨内容。

ある団体から上部団体等に交付金が支払われているため、補助金額の減額が可能であるという趣旨内容。

補助対象者の見直しが必要であるという趣旨内容。

少額補助であるため、補助効果がないという趣旨内容。

補助効果に疑問があるという趣旨内容。

補助金の効果測定のために報告書等の作成が必要であると考えするという趣旨内容。

補助金交付のために適切な書類の整備・入手が必要であると考えするという趣旨内容。

交付要綱を策定すべきであると考えするという趣旨内容。

補助対象経費を明確にする必要があるという趣旨内容。

交付要綱において、補助金交付額算定の条項の見直しが必要であると考えするという趣旨内容。

補助金交付額算定方法の見直しが必要であると考えするという趣旨内容。

交付要綱において、補助金交付のための要件・条項の見直しが必要であると考えするという趣旨内容。

県職員が補助対象者の事務を行っているため、無償の代行を廃止すべきであるという趣旨内容。

補助対象事業の実績調査方法を合理化する必要があるという趣旨内容。

その他

以下では、その他に分類されたものの概要を記載することとする。

1. 宮城大学研究補助事業

当該補助金については、知事から委任を受けた宮城大学長が補助金の交付決定を行うことになっており、大学教員個人の研究を学長がどこまでの範囲で認めるのかにかかっている。県立大学に対しては、総額 30 億円ほどの予算支出を県は行っており、この補助金はそのうちの一部であるので、大学内のチェック機能をより強化し、研究費の使われ方に対しては厳しい目を持つ必要がある。また、実績報告書を精査したところ、チェックが甘い指摘せざるを得ない。

14. 地域福祉ネットワーク事業

ほとんどの社会福祉協議会において該当の事業を行っているものと推定される。しかし、県での予算が限られていることから、補助金を申請する市町村を事前に調整した上で、3 市町が申請し、補助金が交付されている。制度的には申請者が事前に調整されることは想定されておらず、透明性および公平性の観点から、公募により選定理由を明確にする必要があり、事

前調整することは廃止すべきである。

22. 児童クラブ活動促進費(地域組織活動育成事業)

母親クラブによって使用された補助金の使途については市町村が審査している。しかし、補助金の適正使用に関する調査責任は補助金の交付主体である県にあると考える。県においても市町村の審査内容の適正性について検証することが望まれる。

23. 母子・父子家庭医療費助成事業

当該補助金は概算払による交付がなされ、その後、翌年度の6月までに提出を求めている補助事業実績報告に基づき精算交付および返還が行われている。つまり、精算については補助事業実施年度の翌年度の決算においてなされていることになる。出納整理期間内の翌年度5月末までに精算が完了できるように補助事業の実績報告の徴求時期を早める等の対応をとることが望ましい。

34. 設備資金貸付事業補助金

財団法人みやぎ産業振興機構が行う設備資金貸付事業に要する経費を補助している。新規店舗出店資金貸付金の回収遅延について、貸付後に対象設備が売却され、連帯保証人は貸付後間もなく定年退職であったことから代位弁済能力がないケースがあった。今後は業務経費の補助を実施するばかりでなく、貸付業務の執行状況の検査を強化する等、事業の適正実施をさらに図っていく必要がある。

35. 森林組合合併対策事業

補助目的は森林組合の合併促進を図るものである。補助金交付開始年度は昭和47年であり、補助金交付から既に34年が経過している。組合数は昭和26年現在112組合であったが、平成17年度末現在16組合へ減少した。しかしながら、過去5年内では平成13年度に合併が1件あったのみであり、今後の見込みは平成19年度に3組合の合併が1件あるのみである。さらなる補助効果を出すためには、補助金の終期を例えば、「森林組合広域合併基本計画」で述べている平成20年3月31日に確定させる必要がある。

51. 地域産業活性化支援事業

補助金下限額は交付要綱に規定されていないが、募集案内に概ね500千円と明記されている。しかし、補助金下限額を下回っているケースが2件あった。県で定めた規定については厳格に運用する必要があり、場合によっては補助金の返還を求めることも有り得ると考える。

61. 資源リサイクル畜産環境整備事業

社団法人宮城県農業公社が実施した発酵処理施設機械整備工事について、平成16年度

の 253,050 千円は競争入札によっているが、平成 17 年度の継続工事 55,650 千円は平成 16 年度の業者との随意契約となっている。これらは本来、一体の契約として発注することが合理的なものであるが、平成 16 年度の県の補助金予算が不足していたため、2 年度に亘って分割して契約したものである。しかし、県は公社に対して当該工事を一体発注し、全額で競争入札するよう指導すべきであった。

62. 食肉処理衛生施設整備事業

補助対象経費であるリース料について消費税込みの金額としているが、補助対象者である(株)宮城県食肉流通公社の課税売上割合は 97%とのことであり、消費税を自己負担していないことから、消費税を補助金算定対象とすることは不適切である。

64. 酪農ヘルパー拡大強化事業

68. 自衛防疫総合強化対策事業(特定疾病自衛防疫推進事業)

補助金額は県の予算不足により事実上定額となっているが、補助対象事業者は県担当者から口頭で予算金額の連絡を受けて補助金申請額を決めている。しかし、本来は口頭ではなく、起案により課長の承認を得た上で、文書により補助対象者へ伝えるべきであると考え。

65. 新世代アグリビジネス創出事業

補助金交付の対象となった事業内容は、養豚施設の増築・改築事業(補助金 203,435 千円)、日帰り温泉に併設されているレストランおよび直売所での生産豚肉販売事業(同 62,397 千円)である。このうち直売所は既存の施設を改築した新規性のないものであり、その改築費は補助対象外とすべきと考える。同様に、補助対象としたレストラン建設費には、温浴施設と併用の玄関ホール、トイレ、廊下等の部分が含まれているが、この施設全体のメインは温浴施設であり、このような共用部分は補助対象外とすべきと考える。

69. 土地改良区統合整備推進事業

(1)土地改良区統合に係る 5 ヶ年計画を県が策定して事業を進めているが、5 年間かけて徐々に行うのではなく、より短期間での進め方が効果的であると考え。

(2)過去 15 年間の統合計画達成率は、29%~52%であり、統合が計画どおりに進んでいない。土地改良区との折衝を密に行い、計画の策定実行を行うことが望まれる。また、土地改良区に対する勉強会を計画策定後に行っているが、事前に行って統合のメリットやデメリットを土地改良区の構成員が理解してから計画を策定することにより、統合が効果的に進むと考えられる。

(3)既に 15 年という長期に亘って補助金の交付が継続されている。補助事業の終期年度をあらかじめ明確に定めることにより、統合が促進されることが考えられる。

71. みやぎ材ブランド化促進事業

みやぎの木やすらぎ空間確保対策事業は、補助対象者と施設整備請負業者との契約 3 件、1,565 千円～5,277 千円がすべて随意契約になっている。県は補助金額を削減する観点から、補助対象者に対して競争入札を実施するように指導すべきである。

72. 松くい虫被害等総合対策事業

73. 海辺の松の子育て事業

両補助金は、森林保護を行う事業に対する補助金である点で共通しているが、林の保護を行うための手段が、それぞれ異なっている。森林の防除・駆除・復元(再生)といった一連の業務は、バランスよく行うことが森林保護に役立ち効果的であり、統合を検討する必要があると考える。

74. 宮城県漁港協会運営費補助

当該補助金は概算払されているが、その理由については円滑な事業運営上必要であるとされている。しかし、補助金 68 千円を遥かに上回る前期繰越金 3,120 千円、次期繰越金 2,342 千円があるにもかかわらず、十分な検討がなされないままに安易に概算払いされていると言わざるを得ない。

83. 宮城県山岳遭難防止対策協議会補助金

宮城県山岳遭難防止対策協議会は 10 支部に対して各 60 千円を助成している。県はこの助成金の用途について、支部の総会資料で確認しているが、事業に適正に使用されたかどうかは不明である。県は支出内容をより詳細に把握し、補助金が有効に活用されたことを確認する必要がある。